

令和元年度 提言のまとめ

指定管理者制度の今後を考えると、自治体と指定管理者との良好な関係を構築し続けていくためには、「利益」の問題は避けて通れない課題であると考えます。未だに「利益」の言葉すら出てこない自治体や、一般管理費についても収支報告書に記載項目がない自治体もあります。公会計と民間会計の違いだけでなく、指定管理者に求められている「民間活力」の活用の基礎ができていないといわざるえない状況もみられます。

今回の提言では、

- 自治体がガイドライン等で記載している「利益」と、指定管理者が考える「利益」を対比してみるとともに、自治体がどのように「利益」をとらえ、またどう理解しているかの分類を試みました。さらに、自治体が指定管理における「収支構造」をどう考えているかを「図」にして分析しました。その結果、多くの自治体では利益を人件費や一般管理費に含めて見えないように管理しているのではないかと、との疑問もわいてきました。
- 現在利益については、公民連携（PPP）事業のうち、PFI 事業や公共施設等運営権事業で内部利益率（IRR）の確保が認められています。同じ PPP 事業の一翼を担う指定管理事業においても、その収支構造と適正利益について、自治体でのさらなる理解が深まることを期待したいところです。

指定管理者制度をさらに活性化させるには、「利益」の概念を自治体に理解いただき、自治体と指定管理者の間にある最も大きな「壁」を取り払う必要があると考え、指定管理者が必要と考える「利益」の方向性について提言します。

1 公の施設の持続的な管理、市民サービスの維持・向上、利用者の満足度向上の実現には、指定管理者の持つノウハウの活用と新たな創意工夫など日々の努力が不可欠です。そのための指定管理者のモチベーション堅持の根本要素が「指定管理者にとっての適正な利益」であることを再認識すべきです。

2 指定管理料の積算項目を積上げ方式で明確にし、また、その施設の設置目的に見合うサービス水準を相互に確認する必要があります。そのうえでそれを上回る成果をインセンティブとして指定管理者の「利益」として、施設ごとに確認のうえ、住民に説明し理解を求める努力が自治体と指定管理者の両者に必要です。

3 指定管理業務のなかの収支構造に、利益と一般管理費を明確に位置づけ間接経費として認めてもらう必要があります。そのために、指定管理者は間接経費についての明確な説明資料を作成し、それを基に自治体と適正な利益率等を協議するな

どの相互理解を深める必要があります。

以上

※提言の本文（冊子）をご希望の方は、指定管理者協会ホームページ 画面右上の「お問い合わせ（<http://www.shiteikanri.org/contact/tabid/62/Default.aspx>）」からお申込みください。無償でご提供いたします。（大量に冊子を希望される場合は有償とさせていただきます）